

日中両国の近代文体改革と近世告示の語体

王 婷

Modern stylistic reform and The style of early modern proclamations in China and Japan

WANG Ting

Around the 19th century, stylistic reforms occurred almost simultaneously in China and Japan. The division of words was considered to hinder the modernization of both countries, and movements were made in both countries to criticize classical languages and advocate spoken sentences. However, recognition of the language should not be limited to written or colloquialism, and it is necessary to pay attention to the language itself and turn to social perspective. Writer analyzes the early modern proclamations of both China and Japan based on the “formal language” theory of Feng Shengli, and interpreted that official documents showing a tendency to simplify in order to meet the demands of the times were limited from classical languages because of the standpoint of being “formal language”, and tried a non-literary approach to studying early modern language of China and Japan.

Keywords: stylistic reforms, style, formal, proclamation

キーワード：文体改革、語体、正式、告示

はじめに

日中両国の言語研究において最も注目されてきたテーマの一つは近代の文体改革である。19世紀中期、日本では言文一致運動が起こり、ほぼ同じ時期、中国では白話を提唱する者が現れ、白話文運動の萌芽となった。その背景には文章語を中心とした文語と日常語を中心とした口語との間に「言文の分断」といった言語現象が存在し、西洋文化と対抗し、または吸収する近代にあたり、この「分断」が教育普及を難儀にさせていたと想像できる。文体改革は今までの言語状況に対する反省であり、これからの言語発展に対する期待でもあったが、果たして「改革」をもって「分断」を解消することが唯一の正解だろうか。筆者は日中の文体改革とその原因である語体を再認識することを試みたい。

日本史の近世は江戸時代、つまり、17世紀から19世紀後半までの時期を指している。そして、内藤湖

南¹⁾の定義によると、中国の近世は宋・元・明・清の時代を指す。そして、近世の東アジア諸国において、書き言葉と話し言葉の分断が特徴的であることはすでに周知の事実である。日本は「日本語」としての自我形成を経て、漢文の硬さと和文の柔らかさが調和した和漢混交文といった文章様式が確立し、語体のあり方が少しずつ変わろうとしてきたのが近世である。特に文学面での折衷体が多く見られ、多くの研究が重ねられてきた²⁾。同じ時期の中国は元代を経て、明清時代において多民族の融合が益々目立ち、言語面では、近世の言語は「近代漢語」のカテゴリーに入れられ、現代になるとこの時期に関する研究も多くなる一方である。中でも多く注目されたのは、元曲・南戯・小説・話本等の文学作品のほか、文献として発見または研究された筆記、語録、註解録等を含めた「白話資料」であった。

しかし、古典語要素が多い「文言」がそのまま停滞し、全く変化が見られなかったと言えばそうではない。なかには、表現、描述などを目的とした文学作品と違った実用文は、実用性を強調し、文飾の少ない、簡易な文章となっている。特に文言史研究の領域で、中国側の袁進³⁾は明清時代の実用文はほとんど「浅近文言」であると述べ、日本の岡本勲は文語にも変遷が見られると語っていた⁴⁾。しかし、支配層は擬古主義のもとで、または権威表示のため、「正式」の地位に鎮座する古典語あるいは漢文要素を意図的に多用し、さらに、その使用は自主的なものから無意識な習慣に転化した。近世の実用文はそんな支配層の潜在的理念に浸透され、事実表示のために当時の使用頻度が高く、平易な言葉を使用すべきにもかかわらず、文言のカテゴリーに入れられるほど文の中に古典語要素を多く取り入れた。

実用文の一種である告示は、官憲と庶民をつなぐ公文書の一つであり、庶民向けのためもっとも平易な言葉で書かれるべき文章である。実際その通達機能を発揮するよう日中両国では告示を平易化する例が見られた。しかし、政府が発給者であることから、支配者としての権威もおろそかにできないと言った思惑から、やはり古典語に制限され、文言寄りの部分が多く見られる。「文言と白話」あるいは「文語と口語」のような境目が常に問われる概念を使用せず、このような矛盾が満ちた周辺の語体をどのように認識するかが、近世語体研究の課題の一つであると考えられる。

本稿はまず、日中両国において、ほぼ同じ時期に起きた文体改革について共通点と相違点を考察し、「文体」から「語体」まで視野を広げ、語体研究の重要性を述べてからもっとも重要視すべき正式語体について追及する。また、文体改革以前の日中近世において、時代の要請に合わせて自主的に変化する文体である告示を取り上げ、正式語体として位置づけ、その性格について考察する。

一 日中両国の文体改革

日中両国は従来から古代中国の漢学を中心とする書き言葉と日常語を中心とする話し言葉の分断を背景に、近代の西洋文化から刺激を受け、言文一致の試みを始めたわけだが、一歩先に文体改革を行った

1) 内藤湖南『中国近世史』、弘文堂書房、1947年

2) 西田直敏「和漢混清文の文体史」、『講座日本語学7 文体史 I』、明治書院、1982年、188-214頁

3) 袁進『新文學的先驅-歐化白話文在近代の發生、演變和影響』、復旦大學出版社、2014年

4) 岡本勲「言文一致体と明治普通文体」、『講座日本語学7 文体史 I』、明治書院、1982年、54頁

日本に接触し、中国の知識人も早い段階から口語文の主張をし始めた。

まず、日本で行われた言文一致運動は1880年代、またはそれ以前から始まって、文体に関する考えや実践が行われ、90年代から戦後まで、文が文語体から口語体に傾くといった変化、及び、文語文と口語文の併存が見られた。言文一致運動の先頭に立って、まず外来文字である漢字を廃止すると考えた前島密は、1886年に「漢字御廃止之議」という建白書を徳川慶喜に奉った。同年、物集高見は『言文一致』を刊行し、談話通りに文章を書くべきであると主張した。また、当時の実業家である清水卯三郎⁵⁾は明六社の機関紙『明六雑誌』にひらがなの普及が全国民の知識や教養の向上に役立つと主張し、仮名文字論を展開した。

実践のほうでは、進藤咲子⁶⁾の統計によると、明治初期に発足した新聞のなかに、小新聞であった読売新聞が談話体の文章を最も取り入れた。また、周知のように、三遊亭圓朝の落語口演筆記や坪内逍遙の影響をうけ、二葉亭四迷が言文一致小説の嚆矢になる「浮雲」を完成した。そのほか、柳父章⁷⁾によると、二葉亭や山田美妙なども文末の切れ目などについて考案し、口語文である書き言葉のあり方を探った。しかし、長年にわたって崇拜され、正式的に使用されてきた文語体はそう簡単に主流の座を渡さなかったのである。進藤咲子⁸⁾の考察で分かるように、新聞雑誌は積極的に新文体を取り入れようとしたが、談話体でも「なり、けり」式の文語体に侵蝕されてきた。それ以外にも、口語体を主張する文学家でも、文語体を切り捨てることができないといった状況が続いて、法律の言葉となると戦後まで文語体のままだった。

中国の白話文運動は、1915年からの三年間だという認識が一般的だが、清朝末期の1870年代からも、文章と口語の乖離に気づき、言文一致を唱える知識人もいた。知られているのは1877年から外交官として明治日本に四年滞在し、「我が手もて我が口を写さん」と書き出した黄遵憲であった。彼が手掛けた『日本国志』にはこのような言葉がある：「蓋語言與文字離，則通文者少，語言與文字合，則通文者多，其勢然也」。ヨーロッパの表音文字と比較し、漢語にあった言葉と文字の分裂を意識した考えだと思われる。そして、1898年、当時挙人だった裘廷梁は「無錫白話報」を創刊し、白話運動の先駆者として白話の提唱を行い、『白話は維新の本を論じて』を発表した。実践のほうでは、白話新聞が数多く創刊され、文言語彙の名残が多い中でも、試行錯誤しながら新しい語体を試み、改良派の代表者である梁啓超からも、日本の漢字語を吸収しながら「新民体」と呼ばれた中間的な語体が提供され、優雅でありながら感情豊かな表現をもって影響力を広めた。のちに20世紀に入り、民主主義革命以後、胡適・魯迅をはじめ、多くの文学家が白話の創作と普及活動に参加し、影響力を大きく高めた。しかし、漢文を伝統とした日本と同じように、文言の主流が長く続いており、白話提唱者でも文言寄りの文章を捨てずにいた。夏曉虹⁹⁾は、梁啓超や裘廷梁などの白話提唱者は白話を用いて文章を書くことに慣れず、逆に文言で書いた

5) 沈迪中「巧合是怎样產生的一中國白話文運動和日本言文一致運動」、『遼寧大學學報（哲學社會科學版）』、1985年第5期、68頁

6) 進藤咲子「明治初期の小新聞に現れた談話体の文章」、『ことばの研究』、1959年、57-70頁

7) 柳父章「欧文翻訳と現代共通語文」、『講座日本語学7 文体史I』、明治書院、1982年、75頁

8) 前掲注6 進藤咲子「明治初期の小新聞に現れた談話体の文章」

9) 夏曉虹「作為書面語的晚清報刊白話文」、『天津社會科學』、2011年第6期、117頁

文章のほうが多かったと述べた。また、侯吉永¹⁰⁾の考察によると、政府側の公文は1940年代までほとんど文言傾向となっていたことが分かった。

ほぼ同じ時期に発生した両国の文体改革を比較してみると、以下の共通点と相違点がまとめられる。

まず共通点について、一つ目は、日中両国は類似した「言文分断」の言語現象が存在し、近代において侵略される立場に立たされていたといった背景もあった。もう一つは、両国の改革先駆者は思想面での提唱や、文学面での実践にも着手してきたが、口語文に正式な地位を獲得させるまで時間がかかった。改革中に行われたのは口語文の改良で、主に翻訳活動を通して欧文法の適用が期待された。俗語が多く冗長となりやすい口語文は正式な場面では不向きなため、日常から離れたといった基準に合った「文語」と「外国語」を調合して口語文に取り入れ、正式な普通文が形成されてきた。

そして相違点は大きく二つあると考えられる。一つ目は西洋知識の輸入経路である。先に近代化に入った日本は直接西洋に留学生を派遣し、「脱亜入欧」の考えに駆けられ、西洋文化を全面的に吸収しようとした。そのため、日本の翻訳活動は主に「ヨーロッパの言語から日本語に」といった直接輸入経路になっていたが、中国は日本を媒介とし、原文の外文書と日本語訳の外文書を同時に翻訳して、多くの日本語の漢語語彙も取り入れた。このような逆輸入が、近代、さらに現代の中国語に新たな活力を与えたといえよう。二つ目は政府の支持の有無であった。帝国主義に転化した近代日本は明治政府からの支持を得て（あるいは明治政府の支配下で）、言文一致運動が展開されてきたのに対して、中国では、白話文運動の前期は清朝政府の弾圧で民間新聞の白話化だけが成果となった。反帝国半封建革命からの清朝政府の崩壊につれ、文体改革運動を全面的に展開しようとしたその結果、運動の趣旨に政治理念が介入し、運動が革命を徹底化する道具になったといえよう。結局、文言は打倒すべき対象とされ、徹底的に廃止すべきだという主張も少なくなかった。そのため、当時の中国語は欧化の一途をたどり、多くの問題に見舞われた。

日中問わず、近代に起こる文体改革は文学分野から始まり、法律あるいは公文領域が古典語の最後の砦となった。それは文学作品が庶民に一番親しまれる文であり、創作が許される文章であるから日常的な語彙を自由に取り入れられることが原因である。しかし、法律や公文、さらに実用文全般は社会的性格、つまり、発給者の立場・対象・目的等に制限される。言語の「表現」に片寄るため主体の自由が見られる「文学」と、言語の「伝達」に片寄るため主体への制限が見られる「実用文」は、それぞれ言語の実態を代表する「文体」となっている。しかし、「体裁」に注目しがちな「文体」より、社会・認知などの多分野から「言語」を議論できる「語体」という視点から、総論的な議論もできるのではないかと考えている。

二 文体改革の背後にある原因への再認識——語体

語体と一番近い概念は文体である。日本での文体は、主に文章の形式・様式であり、日本語には和文体・漢文訓読体・和漢混淆文体・候文体・口語体などの分類がある。ほかにも、語句や文法・修辞など

10) 侯吉永「民國公文的白話化轉型」、『漢語言文學研究』、2014年第4期、124-133頁

に見られる作家独自の文章表現や作風でもある。樺島忠夫は日本語の文章様式についてこう言った。

文章においても、漢文及び漢文訓読体の文章は、学問などの固い方面に、候文は書簡や役所からのお触れの文章に、和文は情緒的な文芸作品を書くためになど、異なる様式の文章に固有の機能を分担させてきた。¹¹⁾

また、日本語には文語体と口語体と言った分類は存在するが、大きく「語体」と定義せず、あくまでも「文章」の特徴を区別するために名付けられた文章体の名称、つまり文体を使用し、それ以外に「話体」と言った概念もある。しかし、中国語の文体に対する定義は単に文章様式（論説文、記述文、叙情文、新聞体など）、あるいは文学作品の形式（詩、散文、小説など）を指している。

その違いとは何か。日本の近代文体改革以前、文章の様式は漢文との距離で決められ、和文的要素をどれくらい取り入れるかで文章体の差がでる。「言文一致」と唱えられた文体改革以来、言語行動の目的や条件などを考慮し、様々な改良が施されて現代的な文章様式が作り上げられた。しかし、中国の近代以前の文体は文言を主体とし、論、記、賦、表など決まった様式の模範がある中、口語の影響を受けていながら、口語要素の差で文章体を分類することはなかった。近代以来、中国語の文体研究では、文言体と白話体、この二つの文章体が大いに注目され、両者の境界線について、百年以上の論争が続いてきた。

語体は1950年代から文体と区別するために提起された概念であり、人間が様々な社会活動において、異なった相手・環境に対して言語を使用する際に形成されてきた語彙の選別・修辞手段・文型構造などの特徴が語体に当てはまる¹²⁾。語体研究はただ文章や修辞などにとどまらず、言語行為そのものに注目し、多くの研究者は様々な基準で語体を分類することを試みた。例えば語体文と超語体文（呂叔湘¹³⁾）、談話語体と文章語体（唐松波¹⁴⁾）、正式体・莊典体・俗常体（馮勝利¹⁵⁾）、または内容別で文芸語体・科学語体・新聞語体¹⁶⁾などの分類が論述された。これらは深い繋がりのある文体はもちろん、会話体、口語なども視野に入れ、言語学から出発した言語研究となっている。中に文言の特徴を考慮した馮勝利¹⁷⁾は心理的な交際距離を基準に正式と非正式、典雅と俗常¹⁸⁾といった特徴に分け、中国語の語体座標図（図1）を考案した。

11) 樺島忠夫「文章様式に置ける制約と創造」、『講座日本語学7 文体史I』、明治書院、1982年、10頁

12) 李蕾、李景泉「論語體及語體的功能性」、『湖北函授大學學報』、2010年、第6期、110頁

13) 呂叔湘「文言與白話」『呂叔湘語文論集』、商務印書館、1983年

14) 唐松波「談現代漢語的語體」（『中國語文』1961第五期）を参照

15) 馮勝利『漢語語體語法概論』、北京語言大学出版社、2018、37頁

16) 袁暉李熙宗『漢語語體概論』、商務印書館、2005、1頁

17) 馮勝利「論語體的機制與其語法屬性」、『中國語文』、2010年、第5期、404頁

18) 「通俗」と「常用」の合成語

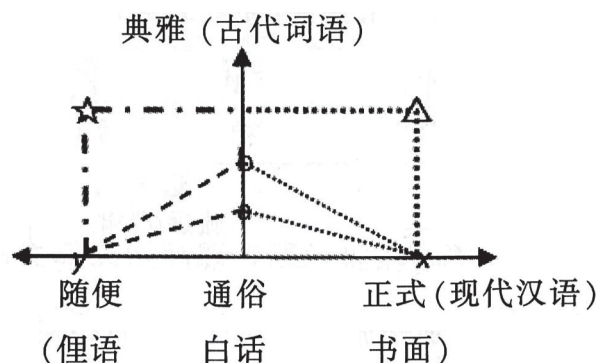


図1

例えば、この図では、三種の古典文学の文体、曲・詞・詩は「俗」の程度に沿って、45度の上昇ラインのような位置に散在する。また、日本語の文体の場合だと、和漢混交文・漢文訓読体・漢文も語体であり、「典雅」の程度に沿って90度の上昇ラインで繋げるのではないかと、馮勝利¹⁹⁾は、このような語体論は共時的な研究だけではなく、通時的な研究にも意義があるとし、詩経の「風」・「雅」・「頌」の分類から自分の理論を証明した。「風」は俗常語体で、「雅」は正式語体であり、「頌」はそれ以前の時代を謳歌する内容から典雅語体に該当するとした。しかし、近代以前の正式語体と典雅語体の間にほんとはっきりとした境界線があるだろうか。

まず、現代漢語の語体の時系列でいうと、「俗常」と「正式」は当時語、「典雅」は古典語に当てはまる。しかし、文体改革以前、正式な文書で使われたのは文言史で提起された概念、「浅近文言」であり、古典語要素が多く見られる。その原因は擬古主義にあり、そして古典語要素の時代性にあるのではないかと筆者は考える。黄侃²⁰⁾は言語と文章について次のような言論を発したことがある：「語言以隨世而俗，文章以師古而雅」。つまり、言葉は世間の移り変わりに合わせて変わってゆくものであるがゆえに「俗」の特徴を帯びるが、文章は古代の思想や文化に心酔する人が書いたため「雅」というものが求められる。千年にわたって「尊古」（古代を尊重する）、「師古」（古代を師とする）の儒家思想をスローガンとした支配層は庶民との地位の差を表すために、雅な古典語によりがちになっていたのだ。それが文章であれ、文書であれ、師古主義がある限り、正式語体は古典語に制限されることになる。つまり、馮勝利が提起した正式語体をまだ「擬古主義」だった近代以前に当てはまると、典雅の特徴を帯びてくる。また、「正式度」を決める基準として、心理的距離が挙げられた。西洋文化や科学からの刺激をうけ、変革を起こす近代に入る前に、言語面「正式度」を上げるためには心理的距離を離す必要があり、そのためには、一般庶民の使用頻度が低い古典語から語や文法を多く借用することが一番有効的であった。

つまり、近代以前では、古典語要素が「正式度」を表すための条件であり、当時の文章を制限するものでもあった。近代になると、日本の言文一致運動は文語体を口語体に改良し、中国の白話文運動は文

19) 馮勝利「語体語法与語体功能」『漢語書面語的歴史与現状』、北京大学出版社、2013年、104頁

20) 黄季剛『黄侃日記』、江蘇教育出版社、2001年、199頁

言を打倒したが、使われた口語文はあまりにも口語に近いため心理的距離が足りず、共時的距離がある外来言語の語彙や文法を借りたということも考えられる。日本語には欧文法の借用や多くのカタカナ語の創出が見られ、中国語にも欧文法と日本語の漢字語彙等を取り入れたこと、さらに現代漢語からは古典語彙の復活が見られる。

また、正式語体を用いた典型的なのは実用文で、文章としてだけではなく、言葉の実用的な特徴も持っているため、対象やシチュエーションに合わせて古典語要素の量を調節することが当たり前であった。特に近世告示のような庶民向けの文書は通達・周知・教化等を目的としているため、庶民の言語レベルに合わせた平易な文章が求められるが、禁令公布・涵養強化等政府側の強制特性が有するため、正式度を上げるのに庶民の使用頻度が高い日常語から離れた古典語を多く使用したのが当時の状況であった。

三 日中の近世告示の語体

日中を問わず、近世の語体研究を行う際に使用された資料はほとんど文学関連の作品や私的文章であり、それ以外の資料が少なかったと見受けられる。そんな中、公的文章としての告示は官民連繋の特性を有し、独自の存在感を見せていた。第二章は日本の高札文と中国の張氏告示を紹介し、例を挙げて分析しながら、両国で見られる文語平易化の試みと正式語体として受けた制限の間に存在する矛盾、及びその社会的要因を分析する。

1 日本『御触書集成』の高札文について

服藤弘司²¹⁾の考察によると、高札は奈良朝末期からすでに存在したが、江戸時代になると、全盛期を迎え、幕府・藩が法令等を墨で板に書いたものとして、一般法、基本法を庶民に周知、教育し、ほかにも遵法精神の涵養や告訴の奨励等を目的とした。掲示公布式の高札と違い、御触書は通達公布式あるいは朗読公布式のが一般的で、公儀から写したお触れを役人まで通達し、人を集めて読み聞かせ、あるいは配布していた。もちろん、通達されたお触れを常に庶民の目に入れておくように、制札する場合もある。そんな高札は明治7年に廃止が決定され、後の法令公布は「官報」に移った。

つまり、日本の告示は庶民の前に長く掲示する高札と一時的に読み聞かせるお触れに分けられることができ、両者の語体も大きな違いが見られる。お触れの場合、変体漢文、和漢混交文となっていたものがほとんどであったが、表記を見る限り、仮名使用が少なかったと見受けられる。その反対、一部の高札では仮名が多く用いられた。識字率が高いとされる江戸時代では、町奉行は人通りが多く、常に庶民の目につくような場所に高札を長く掲示し、執行を図るため、言語面で庶民へ配慮が必要だったと考えられる。

御触書の資料は当時の江戸幕府によって集成が行われ、『寛保集成（1615-1744）』（1744）、『宝暦集成（1744-1760）』（1760）、『天明集成（1761-1787）』（1787）、『天保集成（1788-1837）』（1838）、そして『幕

21) 服藤弘司「高札の意義」、『金沢大学法文学部論集（法経編）』、1963年第3期、1-47頁

末御触書集成（1838-1868）』の五冊に分けて、『御触書集成』²²⁾として世に出した。そんな中、一部制札した高札文、あるいはお触れの張り出しが「高札之部」にまとめられた。それ以外も、多くの高札は有形文化財として日本各地の博物館や資料館に保管されていた。

中国の告示例と比較しやすいように、19世紀前後にあたる『天明集成』と『天保集成』の高札の分析を行う。『御触書天明集成』（1761-1787）の「高札の部」では、三種の高札文が収録された。

- (1)、「覚」火事場札
- (2)、「定」①、とうと・こうそ・ていさんの禁止
②・③・④・⑤、駄賃札
- (3)、「御触書張り出し」徒党・強訴・逃散の禁止

一つ目は、最も知られていた五高札の一つ、「火事場札」であった。『集成』に収録されたもののほかにも文面の違ったものもあるが、内容と語体がほとんど同じであるため、ここでは『集成』の例をあげる。

一、火を付るもの召捕、町奉行所え可来事、
一、火を付る者之ありかをしらは、早速可訴出事、
右之品々有之は、御ほうひとして銀子拾枚下さるへし、たとへ同類たりといふとも、其科をゆるし、
此御ほうひ下さるへし、あやしきものは不慥に候共、召連来るへし、右火を付るものを見のかし、
聞のかしに仕、追て相知候ハヽ、其科重かるへきものなり²³⁾

木製民家は一度でも着火したら周辺家屋を巻き込んで大火事に陥りやすいことから、江戸時代では幾度も大惨事となった大火が起きた。そのため、幕府・諸藩から町奉行まで火の用心についての注意喚起が多く行われ、このような放火犯への通報・通報者への褒美等についての事項を文書にし、長く掲示された。違った文面の「火事場札」もあるが、どれも同じく、一般庶民に覚えてもらうために仮名を多く使用した。

また、第二種の高札文は徒党・強訴・逃散の禁止令と「駄賃札」で、第三種は徒党・強訴・逃散の禁止令についてのお触れを直接張り出したものとなる。「駄賃札」は簡条書きになっており、庶民にとって漢字が多いが、普通の文書より遥かに読みやすくなっていたと考えられる。要注意なのは徒党・強訴・逃散の禁止令であった。高札文ではこの三つの語彙をそのままひらがなで表記し、その意味まで解釈を付けていたのに対して、お触れでは再度教諭となっており、和漢混交文の一種として語体がより正式で、仮名表記も少なかった。

そして、『御触書天保集成』（1788-1837）の「高札の部」²⁴⁾では、二文しか収録されなかった。それは「火事場札」と「御触書制札」渡海禁止措置であった。『天明集成』の高札文と同じように、火事場札の仮名表記が多く、御触書制札との語体の差が目に見えるほど明確であった。

22) 石井良助、高柳真三編『御触書集成』、岩波書店、1935年

23) 「高札の部」（明和四亥年十二月より安永六酉年九月迄）『御触書天明集成』（1761-1787）、890頁

24) 「高札の部」（天明八申年九月より天保八酉年二月迄）『御触書天保集成』（1788-1837）、135頁

しかし、全ての高札が仮名交じり文になっていたかと言えばそうではない。例えば、2019年に関西大学博物館が開催した徳山喜昭コレクション展では、貞享四年（1687）に出された高札が展示され、内容は馬の遺棄行為の禁令が効かなかったため再度公布した罰則規定で、書かれた高札文には、仮名がほとんどなかった。

覚

捨馬之儀二付、段々被 仰出候処、頃日茂捨馬仕者有之候、急度御仕置可被 仰付候得共、先此度茂流罪被 仰付候、向後捨馬仕候者於有之ハ、可被行重科者也。²⁵⁾

文面を見れば分かるように、和文の中に漢文で使われていた返読文字が混じっており、丁重さを表現するための補助動詞「候」が頻繁に使用される、つまり和漢混交文あるいは変体漢文と呼ばれる文語体となっていた。すでに一度出された禁令が再度強調され、さらに罰則になった時点で、文書の強制特性がさらに増し、庶民に親しまれやすい仮名交じり文が不適切だという支配者側の思惑が想像できる。

高札は庶民を支配する統治者側から出された文書であり、執行の狙い・権威表示・罰則強調等の意向の現れとして、平易な仮名交じり文や漢語要素が多い和漢混交文等正式度の違った文体、あるいは語体が使われた。また、周知のように、これらの文体は漢文要素あるいは和文要素の多少で決められる。つまり、正式度の高い語体ほど漢文に制限されるようになる。

江戸時代の高札文は庶民の執行を図るため平易化を試みる一面を見せながら、正式語体として漢文に制限されていたと同じように、中国の告示でも似たような性格が見られる。

2 中国の張五緯告示について

中国近世の榜文や告示は封建役所の立場を代表する同時に、法律公布と教化の二重機能を持つ公文書として、適切な古典語要素を用いた正式な語体で役所の威厳を表すとともに、一般庶民の言語レベルにも折り合い、周知を徹底してきた。その結果、文言史では「浅近文言」と呼ばれるほど文飾が少ない近世実用文の中でも、古典語からの影響が比較的薄く見られる存在となっている。

『古代榜文告示彙存』²⁶⁾（以下『古代』と略す）は宋代から清代までの地方官僚が公表した法律効力のある榜文と告示を収録した。もちろん、これら以外にも皇帝や朝廷から公布した榜文は様々な文献の中に散在しており、編纂済みの集成書籍も既に世に出された。『古代』の序言によると、朝廷からの榜文は主に『中国珍稀法律典籍集成』や『中国珍稀法律典籍統編』に収録されている。

そんな『古代』に収録された『講求共済録』は、張五緯という清代乾隆年間から嘉慶年間の間在籍していた役人が、嘉慶十三年（1808）から知府に昇格した時期に公布した告示や示諭などを編纂し、嘉慶十七年（1817）に刊行したもので、「歴代告示」・「歴代示諭」・「歴代契約」などを収録したが、『古代』はその中の巻四「歴任告示」の34篇の告示を収録した。内容としては、庶民に向けての法律注解10篇と、

25) 『徳山喜昭コレクション展「高札をみる、よむ」』、関西大学博物館、2019年、8頁

26) 楊一凡、王旭編『古代榜文告示彙存』、社会科学文献出版社、2006年

禁令公布や教化を図る示諭24篇から成り立っている。

まず、乾隆五年（1740）に完成した『大清律例』をベースに、法律の文面が文体によってどう違うのかを比較してみる。

凡謀叛（謂謀背本國潛從他國），但共謀者不分首從皆斬，妻妾子女給付功臣之家為奴，財產並入官（姊妹不坐），女許嫁已定子孫，過房與人聘妻未成者俱不坐，父母祖孫兄弟不限籍之同異，皆流二千里安置（餘俱不坐）。知情故縱隱藏者絞，有能告捕者將犯人財產全給充賞，知（已行）而不首者杖一百流三千里，若謀而未行首者絞，為從者（不分多少）皆杖一百流三千里，知（未行）而不首者杖一百徒三年（未行則事尚隱秘故不言故縱隱藏）。

例を見れば分かるように、今までの法律を収録した律令書は規定を記録し、律令を書面化にして、処罰を執行する基準として扱われるため、同じ「伝達」と言っても、さらに細かく分類すると、「通達」の文面というより、「記載」といったほうが適切である。

「通達」する公文書、「表現」する文章、「記載」する律令書、それぞれの語体は各自の目的や機能によって変化する。『大清律例』の場合、謀反の判決が下されても、共犯者か案内者かによって処罰が異なっており、その違いと処置方法を具体的に記載するのが律令書である。官民とも対象となっているため、文飾はもちろん、理を口説く文面も少なく、ほかの公文書と比べれば、典雅の性格が少ないが口語にも寄らない典型的な近世の正式語体となっていると考えられる。

このような律令書を正式語体の基準として、同じ法律分野に属するが「通達」の性格が強い告示を見ることで、より明確な特徴を見いだせると筆者は考えている。また、『大清律例』と比べて、『古代』に収録された明清時代の告示は「浅近文言」となっていたものがほとんどであった。しかし、張の多くの告示は庶民にとって平易化になっていた、さらに談話体で書かれたものもある。ほぼ同時期の嘉慶十三年に刊行した『紀慎齋先生全集』の「紀大奎告示」も同じく『古代』に収録されたため、両者から例を抽出比較することで、張氏の文章の特徴と平易の程度を確認できる。

『古代』に収録された紀氏告示は二篇しかなく、内容は邪教が勧誘するときによく使う術に対する説明と注意喚起、そして管轄する県民への示諭教化である。内容の違いから、前者を張氏告示の注解編の語体と、後者を示諭編の語体と比較する。

A 紀氏告示

為詳悉曉諭邪教誘民次第十術，事照得邪教名色種類極多，皆系假正歸邪，故能深入人心，良民受陷，究其所以然之故，其次第有十術焉，今一一為我民告知。²⁷⁾

B 張氏告示

凡人有事告狀，須要說實話，那人該問什麼罪，官府自然依律斷問，（中略）愚民不知律法，動不動說

27) 前掲注26、楊一凡、王旭編『古代榜文告示彙存』、第8卷、3頁

無謊不成狀，那知搞准了少不得要審出實情來的，何苦捏造情節，自投法網呢。今特把誣告一條講解與你們聽。²⁸⁾

紀氏告示は邪教の判定方法、張氏告示は法律の断罪方法について、両方とも説明あるいは註解を行っていたが、語体を見る限り、張氏告示の注解編の方が簡易な言葉を用いて、会話で説明するような口調で書かれたものとなっている。中には「的」「了」など「近代漢語」の語彙が多く見られた。江藍生²⁹⁾は、助詞としての「的」は宋代や元代から現れ、「了」は宋代から広がり、いずれも実用文より口語や俗文学作品で多く使われてきたと述べた。その対照となる紀氏告示は、庶民が日常生活の中にあまり使わない古典語彙の「之」や一字語を使用し、距離を置くことで自ら正式度を上げている。しかし、告示が張り出された時に解説役の役人や知識人の言語レベルを考えれば、これらの告示は特に難解なものとも言えない。実際、『古代』を見る限り、張氏告示以外のほとんど官憲告示が紀告示のような語体となっており、異例である張氏の個性と意向が明白に見えるだろう。

つまり、紀氏は官憲の立場で、「告示は官憲の立場から庶民に向けて発給した正式な文章である」意識をもって、律令書よりも多くの古典語要素を取り入れたが、張氏の注解編では逆に日常語彙を多く使用し、庶民への説明を重視した姿勢が伺える。封建官憲の立場にいるとはいえ、普段から庶民への普及が厳しい法律を説明し、遵守を求めるために庶民からの意味理解を求めたのであろう。この注解というのは、法律の一般条例や法令を解釈することはもちろん、清代の皇帝が刊行した教化本である『聖諭広訓』とその注解のように、条例執行を図るための道理説明という意味でもある。

しかし、示諭編は注解編と違った性格を見せてくれた。注解編は条例の説明であれば、示諭編は法令の補充であろう。古代から清代において、情報伝達的手段が乏しいため、法律の普及がまだ不十分なところが多く、告示を通して庶民に政令や法律の通知、また法律の詳細を解釈することが法の普及の主要手段となっていた。また、古代の法律は模索しながら成立するもので、国全体をある程度取り締まっても、全ての犯罪や反則を網羅することはできなかった。すべての事件への処置が国家の法律で決まるわけにはいかない封建社会では、それぞれの管轄地方で起きた一時事件を庶民に向けて分析し、処置や処罰を通知する機能を発揮するのも告知であった。そこで、地方に配属された官憲がそれぞれの状況に応じて、当地に適した法律補充をしなければならなかった³⁰⁾。張氏告示の示諭編は民間事務への勧告、規則違反への警告、一時の禁止令などが内容となっており、注解編と比べて、張氏の個性が潜在しながらも、「上から目線」と役所からの制約と言った性格が文章の所々に表れ、古典語要素を利用して統治側の権威を引き立てた。

紀氏告示の示諭教化の例と張氏告示の「大名府任内頒發申明法不可犯刀不可帶並禁製造違禁器械示諭」を見てみよう。

28) 前掲注26、楊一凡、王旭編『古代榜文告示彙存』、第8巻、267頁

29) 江藍生、劉堅、白維国、曹広順『近代漢語虚詞研究』、語文出版社、1992年、143頁、111頁

30) 吳佩林李昇濤「近三十年來關於明清告示的整理與研究」(『西華師範大學學報(哲学社会科学版)』、2014年、第3期)、13頁

A 紀氏告示

為剴切曉諭，事照得本縣恭膺銓選蒞任，茲土兩月以來，細察風土安分，良民固多而滋事莠民亦復不少，第念人性皆善，何至終焉，莠民甘自棄於光天化日之下，用特備舉種種惡習，剴切曉諭，務期痛改前非，莠民盡化為良民，倘或不遵教訓，仍蹈前轍，則嚴刑重處，勢難寬宥。本縣除惡務盡，豈能容留一人，爾民凜之慎之，毋貽後悔，今特將嚴禁各條開列於後。³¹⁾

B 張氏告示

為再行曉諭，事月前大名縣民人秦二皮罄殺死一家五命，本府於到任次日即行出示，頒發各屬回漢軍民客商人等自己周知，日前奉到憲牌飭知秦二皮罄一犯，已奉旨著碎剮處死，首級發回大名縣於行兇之處，將頭懸掛示眾。(中略)一到氣惱性亂的時節，先要想王法如何治罪，想想與父母兄弟妻子生離死別時如何難過，想想人家犯過事的如何的死法，再把本府苦勸保守身家的話逐條仔細想想氣就平了，惱就息了，性也定了，心也軟了，那裏還會做出拿刀弄杖害了人家性命禍及自己身家死後叫人談笑嗟罵的事來，本府前此既將秦二皮罄罪犯示知，今再將該犯如何受刑死法遍諭以示，隨時隨事警戒吾民中愚民之至意，均毋負本府今日婆心苦口，暫聽一時仍誤終身，切記切記。³²⁾

「風土安分」や「良民固多二滋事莠民亦復不少」等の文面から、紀氏は、治安良好だが社会秩序が少し不穏であった状況でこのような教化告示を出したと考えられる。張氏告示では、殺人事件を背景に改めて禁止事項の再度通知と教化を行おうとして、具体的に理を解釈し、中の利害をいちいち説明することで庶民への注意喚起を図ったと見られる。両者を比較すれば、張氏が理を説明する際に、「了」や「的」等を多用し、多くの重文も見受けられ、比較的簡易な文章となっているため、張氏の個性を改めて確認できよう。

しかし、張氏告示の内部の注解編と示諭編を比較して見ると、示諭編のほうが古典語要素が多く見られるとわかる。特に冒頭や段落の最後に出てくる「本府」からはじまる文面は「遍諭以示」・「之」・「毋」のような古典語語彙を用いて、官憲の立場から「正式度」を示すことを意図したのではないか。

語体の正式度といった角度から、このような告示文を見直すことができると考える。「大清律例」は記載の文であり、「事実表明」を重要視するが、告示は同じ法律文書だが、「情報伝達」を重視する性格を持っており、発給者は統治者である立場から令を公布するという点から見れば、典型的な正式語体である律令書より、告示には古典語要素が多く見られた。また、中国の地方管理において地方官憲の自主性が高いことから、告示から官憲の個性も現れていた。よって、張五緯は告示の機能を発揮しようとし、試行錯誤しながら注解編のような解釈する告示文を平易化にしたが、示諭編では内容によって古典語寄りな語体となっていた。それは、文人の擬古主義と役所の正式な立場から通時的に心理的距離を離そうとした意図が原因で、つまり、古典語からの制限を受けたからであった。その結果、張氏は庶民への情報伝達と役所の権威保持、両方の目的を図り、古典語と日常語それぞれの語彙・句法、さらに文章様式

31) 前掲注26、楊一凡、王旭編『古代榜文告示彙存』、第8巻、15頁

32) 前掲注26、楊一凡、王旭編『古代榜文告示彙存』、第8巻、333頁

を併存させたのである。告示の内容によって、古典語制限の比重も変わるであろう。注解編は法律への解釈を主な内容に、理解してもらうことを主要目的とするもので、語体も自然に平易化になるが、後半の示諭編は警告・教化・罰則等の内容が多く、古典語要素を取り入れ、より正式度を上げた。

3 日中告示の語体性格

日本の近世高札文である「火事札」・「ととう・こうそ・ていさんの禁止令」などで見られる平易な仮名表記、中国の張告示で見られる日常会話でも使われるほど平易な語体、どれも庶民への執行を図り、告示の「周知」機能を発揮しようとした試みであった。しかし、「師古」する儒家思想に支配される封建社会では、ほとんどの公文書が古典語要素が多く取り入れ、つまり「擬古主義」である支配層は庶民との差を示そうとしたため、お触れでもほかの中国の告示や張告示の示諭編でも古典語に制限された文が多く見られた。庶民を配慮し、公文書まで平易化にするこれらの試みは日中の民主思想に繋がる一種の前兆であると考えられるが、封建社会の支配と統制が続く限り、典雅の特徴を正式語体から切り離すことは困難であり、「正式度」に要求される全ての文・語は、心理的距離を離そうとすると、多かれ少なかれ古典語に制限される。両国の文体改革以後、正式語体の傾向は「擬古」から「欧化」に代わり、両国の国語形成とともに典雅語体と正式語体の特徴が少しずつ鮮明になり、馮勝利の語体座標図が完成するのではないかと筆者は考える。

おわりに

語体はただ書面か口語かで境目を画することができる問題ではなく、政治手段・概念認知・社会構成など様々な要素に関与され、時代の要請に応えるよう変貌を遂げてきたものだった。中国では、「文言」と「白話」に関する議論が百年にわたって今でも関心を集めているが、主に、口語からの影響をうけて「白話」が変化し、文体改革をもって「文言」が衰退するといった視点から出発した考え方が主流となっていた。しかし、語体研究は言語そのものに着目し、新しい視点を提供してくれた。馮勝利が提起した「正式語体・典雅語体・俗常語体」の理論は言語の社会性を考慮し、共時的な視点を取り入れた。近代以前において、社会性や認知の視点から見れば、公文書であれ、尺牘であれ、または支配層の間に発生する改まった会話であれ、全てが古典語に制限され、それらの語体を名詞である「文言」では括れないが、形容詞である「正式」を用いることで、語体の境界線をなくし、より総覧的な視野にすることができるのではないかと。

文体改革以前、正式語体といえば、近世の公文書が頭に浮かぶが、古典語を使用する習慣がある官憲から日常語を中心に生活している庶民に発給する文書を考察することで、内容と合わせて古典語要素の比重がどうなっているのかを分析し、官憲の意図と立場を垣間見ることができると考えられる。近世において、長年掲示式の日本の高札文と一時掲示式だが平易の試みを見せた張告示を確認してみると、どれも発給者の目的・政府の権威表示・告示の事項・強制の程度・涵養指示の頻度など様々な理由で語体の差が見られ、庶民への配慮で俗常語体への傾斜が確認できるものの、典雅の特徴を帯びる正式語体として、古典語や漢文の制限が依然として大きいことが分かった。

本論は日中の近代における文体改革と語体への新しい認識、及び両国の近世告示の語体について考察した。従来のように「文語と口語」、「文言と白話」などでの定義への見直しを念頭において、「正式語体」といった新しい視点をもってこれからの語体研究とつなげたい。